



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

被相続人 大島 克美

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

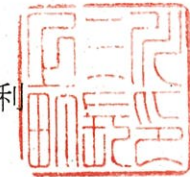


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 杉山 典男
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

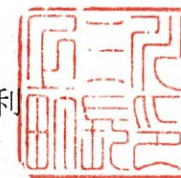


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 梅山 梅二
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

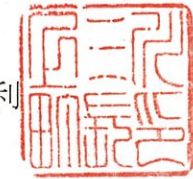


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 宮沢 ヒロ子
-----------	-------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
--------	---------------------

送達する書類	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

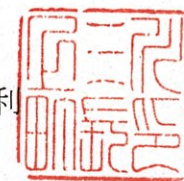


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 市村 英男
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

被相続人 飯野 弘行

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

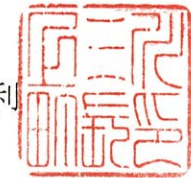


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 野沢 ハル
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	相続人代表 遠井 明
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

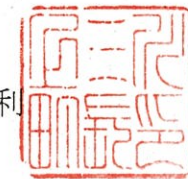


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

相続人代表 遠井 明

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	五月女 一博
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	相続人代表 五月女 一博
-----------	--------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
--------	---------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

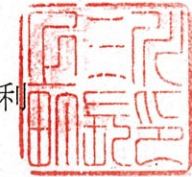


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 角田 知一
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	相続人代表 野澤 義幸
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

被相続人 野沢 胖二

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 野沢 ハル
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

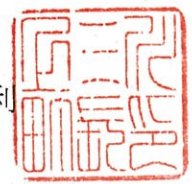


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	被相続人 吉田 晃 外1名
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

被相続人 大嶋 富貴

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

被相続人 埴原 博幸

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	濱野 武男
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	株式会社 アール・ティー・シー
-----------	-----------------

送達する書類	督促状 1通
--------	--------

送達する書類	令和8年度固定資産税・都市計画税第1期
--------	---------------------

送達する書類	
--------	--

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

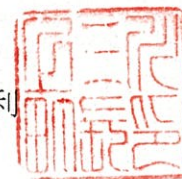


公 示 送 達 書

上税第180号
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

被相続人 田口 保二

送達する書類

督促状 1通

令和8年度固定資産税・都市計画税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。